

特例郵便等投票ができます

4月9日（日）に滋賀県議会議員一般選挙が執行されますが、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請等または隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（＝4月1日（土）から4月9日（日）までの間。）にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項または検疫法第14条第1項第3号もしくは第4号の規定による外出自粛要請等を受けた方
- ② 検疫法第14条第1項第1号または第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に收容されている方

2 手続の概要

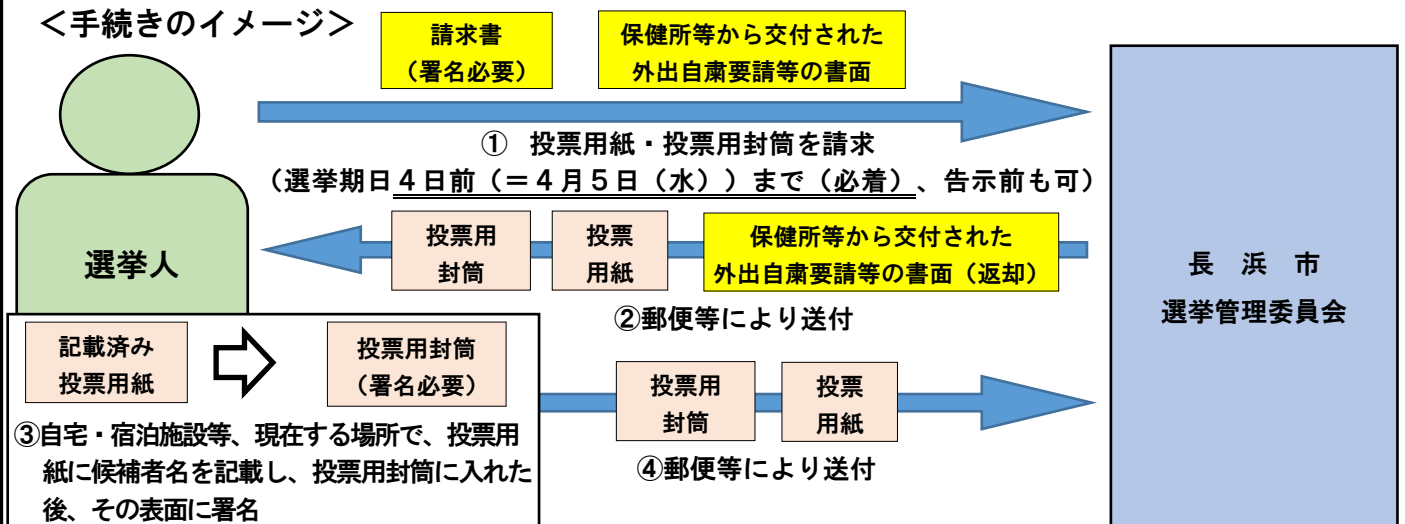
◆特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日（投票日当日）の4日前（＝4月5日（水））までに（必着）、長浜市選挙管理委員会に1①の外出自粛要請等または1②の隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」といいます。）を添付した「請求書（本人の署名が必要です。）」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※ 請求書の様式は、宿泊療養施設に備え置いていますので、特例郵便等投票を希望される場合には、4月4日（火）正午までに施設の職員に申し出てください。

※ 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の方が投票用紙等の請求をする場合には、選挙人名簿登録証明書も請求書に添付していただく必要があります。

◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能です（長浜市選挙管理委員会が保健所や検疫所から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）。

<手続きのイメージ>



3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、手指消毒や使い捨て手袋の着用等、感染対策を十分に実施してください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、宿泊療養施設の職員にご依頼ください（4月4日（火）15時までに、記入後の請求書等が入った封筒（ファスナー付き透明ケースに入った状態のもの）を宿泊療養施設の職員にお渡しください。）。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、長浜市選挙管理委員会にお問い合わせください。

連絡先	0749(65)6503
住所	〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮または30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮または30万円以下の罰金））が設けられています。

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ

